
総合特別区域 評価の手引き

内閣府地方創生推進事務局

○ 本手引きについて

本手引きは、総合特別区域の評価について、評価の枠組みや評価書の記載方法について解説するものです。今後、制度を運用していく中で、総合特別区域基本方針の改定等と併せて改定を行うことがあります。

なお、本手引きで不明な点については、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局

総合特区評価担当

E-mail : sogotoc@cao.go.jp

電 話 : 03-5510-2467

平成 25 年 4 月
平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 3 月改定
平成 28 年 4 月改定
平成 29 年 4 月改定
平成 30 年 4 月改定
令和 3 年 3 月改定
令和 4 年 3 月改定

— 目 次 —

I. 総合特別区域評価の枠組み	1
II. 総合特別区域評価書の作成及び評価について	5
III. 総合特別区域評価書の作成要領	7
総合特別区域評価書	7
別紙1 目標に向けた取組の進捗に関する評価	15
別紙2 規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価	19
別紙3 地域独自の取組状況及び自己評価	20
別添 (参考) 認定計画書に記載した数値目標に対する実績	21

I. 総合特別区域評価の枠組み



① 評価の根拠、対象及び時期

総合特別区域の評価は、総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定。以下「基本方針」という。）第二の5 - ② - ア)に基づき、最初の総合特別区域計画が認定されてから1年を経過した総合特別区域を対象として、一定期間ごと（原則として1年ごと）に実施します。

②評価の項目及び方法

評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に基づく事業を実施する者（以下「総合特区実施主体」という。）が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を総合特別区域評価書（以下「評価書」という。）として取りまとめることを基本とし、以下の項目についての総合的な評価を行います。

また、評価書の取りまとめに際しては地域協議会を活用してください。

- ア) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、指定地方公共団体の権限の範囲内における規制緩和及び独自のルールの設定、指定地方公共団体及び地域協議会等における体制の強化並びに民間独自の責任ある関与を示す取組等、地域における責任ある取組
- イ) 規制の特例措置、構造改革特区の規制の特例措置、国の財政・税制・金融上の支援措置の活用状況
- ウ) 指定地方公共団体が策定した数値目標の達成状況
- エ) その他総合特区の評価に資する事項

③評価の流れ

<地方公共団体による評価書の作成>

指定地方公共団体は、毎年度末における総合特区の進捗状況について、翌年度当初（4月～5月頃）に評価書として取りまとめ、内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）が別途指定する期日までに（6月を目途）、事務局が指定する方法で提出してください。

<所管府省による規制の特例措置等の評価>

国と地方の協議会を通じて実現した規制の特例措置等に関する評価については、当該規制の特例措置等を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書について、当該規制の特例措置等を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）が評価を行うことを基本とします。ただし、複数の府省にまたがる規制の特例措置等の評価については、各府省が行うものについて内閣府が協力します。規制所管府省は、当該評価書等に記載された規制の特例措置に係る効果について評価を行うこととします。規制所管府省による評価は、指定地方公共団体が取りまとめた評価書内の所定の欄に記載を行うこととします。

<国と地方の協議等>

地方公共団体及び規制所管府省が作成した評価書は、必要に応じ、国と地方の協議会における審議により、記載内容の確認及び調整を行います。

<専門家評価>

総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が、上記手続を経て取りまとめられた評価書について、「総合特別区域の事後評価基準」に基づき、専門的な知見に基づく評価を行い、専門家評価結果案（所見及び点数等）（以下、「評価結果案」という。）を取りまとめます。

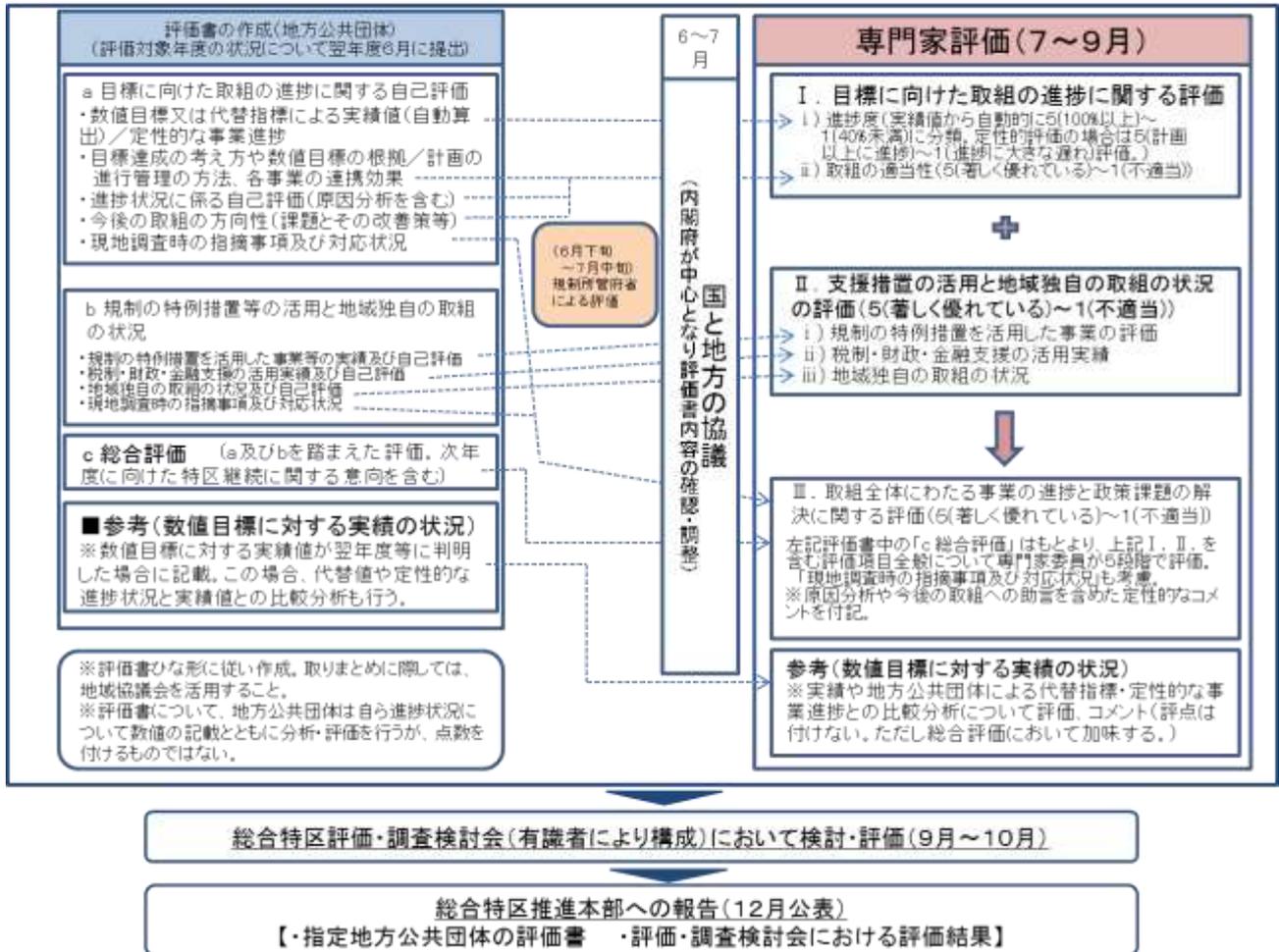
＜評価に関する調整＞

専門家委員が取りまとめた評価結果案は、総合特別区域評価・調査検討会（以下「評価・調査検討会」という。）に報告されます。評価・調査検討会は、分野横断的な立場から必要な意見を述べます。

その過程で、評価結果案は、事務局から各指定地方公共団体及び規制所管府省に送付され、事実誤認の有無等の確認が行われます。その際、指定地方公共団体は、評価結果案について、不明点に関する質問、補足説明等を行うことができます。指定地方公共団体から不明点に関する質問又は補足資料の提出があった場合、該当箇所に関係する専門家委員は、評価結果案への反映の必要性を検討します。

専門家委員による評価結果案の修正が行われた場合、評価・調査検討会は、その結果を確認し、必要な意見を述べます。

総合特別区域事後評価の流れ



④評価結果の公表

内閣府は、評価書及び専門家評価の結果に基づき、評価・調査検討会において、検討・評価を行った評価結果について、総合特別区域推進本部に報告した後、速やかに公表します。

⑤評価結果の反映

評価結果については、総合特区実施主体において、各総合特区における実施事業や総合特区計画に適切に反映してください。内閣府は、評価結果のうち評価指標及び数値目標の見直しにつながる可能性のある所見等に対する総合特区実施主体の対応を文書等で確認し、専門家委員に報告します。

評価の結果、認定基準（総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条第 10 項、第 35 条第 10 項及び基本方針第四の 1）及び指定基準（法第 8 条第 1 項各号、第 31 条第 1 項各号及び基本方針第三の 2）に適合しなくなったと認める場合は、総合特区計画の認定の取り消し（法第 17 条、第 40 条）、総合特別区域の指定解除又は区域の変更（法第 8 条第 10 項、第 31 条第 10 項）等を行う場合があります。

Ⅱ．総合特別区域評価書の作成及び評価について

①評価書の作成及び評価

評価書は、本手引きの様式により、以下の項目について作成してください。

- 1 国際戦略／地域活性化総合特別区域の名称
- 2 総合特区計画の状況
- 3 目標に向けた取組の進捗に関する評価
- 4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価
- 5 国の財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価
- 6 地域独自の取組の状況及び自己評価
- 7 総合評価

②評価指標及び数値目標の評価

<評価書における評価指標及び数値目標の評価>

評価書における評価指標及び数値目標（以下「評価指標等」という。）は、内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画（以下「認定計画書」という。）に記載した評価指標等を用いることとします。

<評価指標等の妥当性>

特区の取組や成果を適切に表すため、評価指標等は、以下の点を考慮して設定されている必要があります。

ア 総合特区の目指す目標と評価指標等の整合性について

- 評価指標は、総合特区の目指す目標全体に対する施策を偏りなく把握できるように、複数の指標を選定すること。また複数の評価指標のレベル感（具体性の度合い等）を揃えること。
- 数値目標は、それが達成されれば総合特区の目標が達成されたとみなせるような水準に設定すること。
- 数値目標の達成時期は、原則としてすべて計画の最終年度とすること。
- 年度ごとの数値目標は、毎年度進捗を確認する趣旨を踏まえ、単年度で過大な振れが生じないように設定すること。
- 総合特区の目指す目標の達成には長期的な取組が必要であることを踏まえ、評価指標等には、事業継続のための実施体制や人材育成等、施策又はその成果の持続性を示すものを設定するように努めること（例．事業に参加する組織の数、育成した人材の数、必要な技能を有する人員の数や割合）。

イ 数値目標と施策の関連性について

- 数値目標には、アウトプット（施策自体の進捗）及びアウトカム（その施策による効果。施策の中長期的な波及効果であるインパクトを含めてもよい。）に対応するものをそれぞれ設定するように努めること。
- アウトプットについては、可能な限り、特区独自の施策に関するものを設定すること。

- アウトカムについては、アウトプットから得られた効果を他の社会経済動向による影響と区別できるように設定すること。アウトプットとの因果関係が明確に示せない数値目標は設定しないこと。

ウ 数値目標の難易度について

- 過去の実績を踏まえ、数値目標が低すぎるものが明らかになったものについては計画期間中であっても見直すこと。
- 難易度の高い取組を行う場合は、取組の結果だけでなく、プロセスにも着目するなど複数の評価指標を設定し、施策の成果を多角的に示すように努めること。また、想定されるリスクの説明等により難易度の高さを示すこと。

上記の考慮事項は、評価指標等の見直しに活用してください。評価指標等の見直しが困難な場合は、特区が作成する評価書において、上記の趣旨に沿って、参考となるようなサブ指標を設定するように努めてください。

<代替指標の設定>

事務局が指定する評価書の提出期日（6月を目途）までに評価指標毎に設定する数値目標に係る実績値の取りまとめができない場合や各年度の数値目標の設定自体が困難な場合等特段の事情がある場合は、そのことに合理的な理由があると認められる場合に限り、代替指標を設定し、その実績値による評価を行うことができます。

なお、事務局が指定する上記の評価書の提出期日までに評価指標毎に設定する数値目標に係る実績値の取りまとめができない場合であっても、専門家委員による評価結果案が評価・調査検討会（9月～10月を目途）に報告されるまでの間に当該実績値の取りまとめが可能な場合には、当該実績値により数値目標の達成状況を評価指標により評価する評価書に差し替えを行うことが可能です。

<定性的評価>

評価指標等の各年度の目標設定、実績値把握及び代替指標の設定による定量的な実績把握が困難な場合、又は特区の目標達成に向けた取組のうち、その性質上、数値目標による評価になじまず、仮に数値目標による評価を行ったとしても評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合は、そのことに合理的な理由があると認められる場合に限り、事業の進捗状況に係る指定地方公共団体の定性的な自己評価による評価を行うことができます。

その場合は、定性的評価の記載内容に基づき、専門家委員が専門的知見により進捗状況を評価します。

なお、定性的評価を行う場合であっても、適切な評価を確保する観点から、どのような取組を、どのように、いつまでに実施するのかなど、目標達成に向けた取組の内容及び水準を定性的に具体的に特定するとともに、これらの定性的な取組が目標達成にどのように寄与するのか具体的に特定し、事後検証が可能なものとなるよう、定性的指標を設定する必要があります。



③規制の特例措置の提案…（※3）

（すべての提案について記載）

③ー〇 提案の名称（令和〇〇年〇協議）

ア 提案の概要



イ 国と地方の協議の結果



※1） 特定（国際戦略／地域活性化）事業に記載する事業は、認定計画書の3「特定（国際戦略／地域活性化）事業の名称」に記載されている事業のうち規制の特例措置を活用したもの及び5「構造改革特区法の特定事業の名称」に記載されている事業が対象となります。該当するすべての特定事業を記載し、①ー1、①ー2のように付番してください。

（〇〇法）には、当該事業の実施に係る規制の特例が措置された対象法令名を記載してください。

アには、事業の概要を記載してください。その際、規制の特例措置の活用必要性が分かるようにしてください。評価対象年度より前の年度の実績を記載する場合は、アに記載してください。

イには、評価対象年度に規制の特例措置をどのように活用したのか、また、その活用が当該年度の目標達成にどのように寄与したのかを記載してください。目標達成への寄与については、総合特別区域計画における数値目標にどの程度寄与しているかを踏まえ、具体的・定量的に記載してください。

また、評価対象年度より前の年度の実績が評価対象年度の目標達成に寄与している場合は、どのように寄与したのかを、評価対象年度の規制の特例措置の活用による当該年度の目標達成への寄与とは別に、具体的・定量的に記載してください。

※2） 一般（国際戦略／地域活性化）事業に記載する事業は、認定計画書4ーiiーイ「国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置」に記載されている事業及び「国との協議の結果、全国展開された措置」を活用した事業が対象となります。該当する事業が4事業以上ある場合は、代表となる3事業を選定し、②ー1、②ー2のように付番してください。

その他は、※1）と同様にしてください。

※3） 規制の特例措置の提案は、令和3年度評価では令和3年春協議と令和3年秋協議に行った規制の特例措置の提案が対象となります。該当するすべての提案を記載し、③ー1、③ー2のように付番してください。

（〇〇年〇協議）には、令和3年春協議又は令和3年秋協議と記載してください。

アには、提案の概要を記載してください。その際、規制の特例措置等の必要性が分かるようにしてください。

※P15～P24の記載例はあくまで記載事項の理解を補助するためのものです。評価書の作成に当たっては、特区の進捗状況が明らかとなるよう具体的かつ詳細な記述を行ってください。

別紙1 ※数値目標が複数ある場合は数値目標ごとに別紙1を作成してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

○評価指標に係る数値目標及び寄与度

- ・計画策定時に定めた各年度の目標値を記入ください。
- ・代替指標による評価を行う場合は、本欄に直接、代替指標に係る目標値等を記載するとともに、代替指標であることを記載してください。
- ・定性的評価を行う場合は、計画策定時に定めた当該評価指標に係る目標を記載し、定性的評価であることを記載してください。

<記載例>

評価指標(1) ○○○の実施 件数	「数値目標」「代替指標」「定性的評価」の別を記載		数値目標の当初実績値を記載		各年度の目標値を記載	
	数値目標/代替指標/定性的評価(1) ○件→○件(累計)	目標値	当初(○○年度)	令和○○年度	令和○○年度	…
		実績値	50件	90件	100件	150件
	寄与度(※): 30%	進捗度(%)		90%		…

当該数値目標の寄与度を記載
 評価対象年度の実績値を記載
 評価対象年度の進捗度を記載

○代替指標又は定性的評価の考え方

- ・本欄には、代替指標による評価を行う場合又は定性的評価を行う場合のみ記載してください（認定計画書に記載した数値目標による評価を行う場合、記載の必要はありません）。
- ・代替指標による評価を行う場合は、本欄に、認定計画書に記載した数値目標を評価書の提出期日までに取りまとめることができない理由及び認定計画書に記載した数値目標に代えて当該代替指標により評価を行うことの合理的な理由や根拠を記載してください。（なお、専門家委員による評価結果案が評価・調査検討会（9月～10月を目途）に報告されるまでの間に、評価指標に定める数値目標に係る実績値の取りまとめが出来る場合は、当該取りまとめが完了する時期を記載してください。）
- ・定性的評価を行う場合は、本欄に、定性的評価を行う理由及び総合特区の進捗に係る定性的な評価を記載してください。

<記載例：代替指標を用いる場合>

代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	この評価指標は、〇〇省が実施する〇〇統計調査に基づくものであり、当該調査の公表が翌年度〇月であることから6月目途の評価書提出時点では実績値を把握できない。そのため代替指標〇〇〇〇による評価を行うこととする。認定計画書に記載した数値目標は本特区の目標である〇〇の達成状況を測るための指標として、〇〇の当年度実績を把握するものであるところ、代替指標〇〇〇〇は〇〇に代えて〇〇を把握することで〇〇の達成状況を測ることが可能であり、本数値目標の代替指標として適切である。 (なお、本数値目標に係る実績値は、〇月頃に取りまとめが可能であるため、取りまとめが完了した段階で評価書の差し替えを行うこととする。)
---	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合（定量的な実績把握が困難な場合）>

代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	この評価指標は、〇〇年の設備完成・稼働開始まで数値実績が連携せず、他に事業の進捗を測る定量的な代替指標の設定もできないことから、この間は定性的な評価を行うこととする。
---	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合（取組の性質上、数値目標による評価になじまない場合）>

代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	この評価指標は、本特区の目標である〇〇に係る取組の効果を測ることを目的としたものであるが、〇〇の理由により、その取組の性質上、数値目標による評価になじまず、仮に数値目標による評価を行ったとしても評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかないことから、定性的な評価を行うこととする。
---	--

○目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業

- ・当該評価指標を達成するために行う事業の進捗状況や事業間の関連性（連携）についても触れつつ具体的に記載してください。

<記載例：数値目標・代替指標による評価を行う場合>

目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	本特区の政策課題である〇〇の解決には〇〇の解消が不可欠であることから、〇〇を円滑化するための〇〇について、令和〇〇年度までに設置数を〇件とするを目標とする。当該目標を達成するため、計画初年度からA事業を実施するとともに、〇〇年度までにA事業を安定させ、〇〇年度からは、A事業の成果を活用しつつB事業を実施する予定。
-----------------------------	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合>

目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	本特区の政策課題である〇〇の解決には〇〇の解消が不可欠であることから、〇〇を円滑化するための〇〇について、令和〇〇年度までに〇〇が実現することを定性的な評価における目標とする。当該目標を達成するため、計画初年度からA事業に着手するとともに、〇〇年度までにA事業の成果を安定させ、〇〇年度からは、A事業の成果を活用してB事業を実施する予定。
-----------------------------	---

○各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等

- ・前項目で記載した目標達成の考え方や各事業間の関連性、目標達成に向けた実施スケジュール等を踏まえ、各年度の目標設定の考え方や数値の根拠を合理的に記載してください。定性的な評価の場合は、各年度の目標等を記載してください。

<記載例：代替指標を用いる場合>

各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	当初〇年間はA事業のみの実施であることから、当事業の年間受入可能件数(〇〇件)より、各年度〇〇件の増加を目標とする。令和〇年度以降は、B事業を新たに実施する予定であるため各年度の目標を〇〇件とし、令和〇〇年度末に目標を達成することとする。
--	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合（定量的な実績把握が困難な場合）>

各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	(例1) 〇〇年度は有識者委員会を立ち上げるとともに調査事業を実施し、〇〇年度には業界団体や関係地方公共団体へのセウと明快及び事業実施者の公募を行う。〇〇年度からは事業を開始し、〇〇の〇〇%達成という目標の達成を目指す。
--	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合（取組の性質上、数値目標による評価になじまない場合）>

各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	(例2) 〇〇年度はA事業のうち、〇〇の取組に着手し、〇〇を達成することを目指す。〇〇年度～〇〇年度は〇〇年度の取組成果を踏まえ、〇〇の取組に着手し、〇〇を達成することを目指す。これらの取組により、〇〇の実現という目標の達成を目指す。
--	--

○進捗状況に係る自己評価

- ・評価対象年度の進捗度にかかわらず、数値目標等の直接効果及び間接的な効果を踏まえ、総合的な自己評価を行ってください。
- ・目標達成の進捗が遅れている場合は、その要因を分析し自己評価と併せて記載してください。
- ・定性的評価を行う場合は、本欄に、取組及び各年度毎の取組の進捗に係る定性的な評価を記載してください。

<記載例：定量的な評価を用いる場合>

進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合の要因分析）	関連事業のうち、〇〇〇〇事業については〇〇が原因となり事業の着手が遅延していることから、全体として事業の進捗に遅れがみられる。今後、B事業について新たに〇〇の規制緩和を求めるほか、指定地方公共団体独自に〇〇を実施し、事業の円滑な実施に向けて取り組むこととする。
------------------------------	--

<記載例：定性的な評価を用いる場合>

進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合の要因分析）	当該年度においては、用地買収と設備設計がスケジュール通り進捗しており、〇年の設備稼働開始に向けて順調に進捗している。
------------------------------	--

○外部要因等特記事項

- 計画の進捗に大きな影響を及ぼす外部要因等がある場合、その内容について記載してください。

外部要因等特記事項	当初、令和〇年度に基本設計、〇年度に竣工予定であったが、令和〇年〇月の××大水害による復旧・復興を優先させるため、基本設計が〇年度以降、竣工が〇年度以降に延期。
-----------	--

別紙2

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

○規制の特例措置を活用した事業

- ・本文4①に記載したすべての特定事業を記載して下さい。
- ・「関連する数値目標」には、当該事業に関連する数値目標について、別紙1に記載した数値目標の番号を記載してください。
- ・「規制所管府省による評価」には、規制所管府省の名称を記入ください。（ご提出後、記載された規制所管府省が評価を記入します。）

<記載例>

特定（国際戦略／地域活性化）事業の名称（事業の詳細は本文4①を参照）	関連する数値目標	規制所管府省による評価
工場等新增設促進事業(経産A001)	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	規制所管府省名：〇〇省 <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 <特記事項>

○国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業（本文4②に記載した事業以外に進捗が認められるものを選択して記載。）

- ・本文4②に記載した一般事業以外に、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業がある場合は、事業の進捗が認められるものを指定地方公共団体が選択して記載してください。

<記載例>

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考（活用状況等）
食品の有用性(機能性)表示制度の見直し	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	あり	(特筆すべき事項がある場合は記載) 令和2年度中に審査委員会による認定を経て、表示を付した商品が〇件実現した。表示を行わない場合に比べ件数が〇%増加した。これにより、数値目標(1)-①の商品化件数〇件が達成された。

○国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業（本文4②に記載した事業以外に進捗が認められるものを選択して記載。）

- ・本文4②に記載した一般事業以外に、国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業がある場合は、事業の進捗が認められるものを指定地方公共団体が選択して記載してください。

<記載例>

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考（活用状況等）
ビジネスジェットの使用手続簡略化	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	なし	(特筆すべき事項がある場合は記載)

別紙3

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

○財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
○○○推進補助金事業	○○を促進するため、県内で○○分野に関連する事業を行う事業者に対し補助を行うもの。	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	【補助件数】 R1年度:○○件 R2年度:○○件	○○県
税制支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
○○○○税の課税免除	○○を促進するため、○○分野に関連する設備投資について○○税の課税免除を行うもの。	数値目標(2)-②	【適用件数】 R1年度:○○件 R2年度:○○件	○○町
金融支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし				

○規制緩和・強化等

<記載例>

規制緩和				
取組	取組概要	関連する数値目標	実績	自治体名
○○の取得に係る○○要件の緩和	○○の取得を促進するため、一定の要件を満たす者について○○要件を緩和するもの。	数値目標(1)-②	○件(緩和要件による取得件数)	○○市
規制強化				
取組	取組概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし				
その他				
取組	取組概要	関連する数値目標	実績	自治体名
○○の運用に係る市内事業者向け説明会開催	○○事業に関する市内事業者の参入促進のため、市内事業者向けの説明会を開催するもの。(年1回開催)	数値目標(1)-③	○件(説明会により新たに参入した事業者)	○○市

○特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名

○体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	○○県庁○○部内に総合特別区域推進課を設置
民間の取組等	○○組が独自に○○研究会を定期的に開催し、特区での研究成果について具体的な事業化の方向性を検討

別添

■（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績

※評価年度には認定計画書に記載した数値目標の実績値を把握できず、代替指標又は定性的評価を行った場合に、認定計画書に記載した数値目標に係る実績値が把握された年度の評価書に「（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」を添付してください。

[例] 令和3年度の実績値が、令和4年12月でなければ把握できず、令和3年度の評価書においては代替指標（定性的評価）による評価を行った場合、令和4年度の評価書に別添資料として添付する。

＜記載例＞ ※上記の[例]で令和4年度の評価書に添付を行う場合

		当初（〇〇年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
数値目標(1)	目標値		60	70	80	90	100
	実績値		50	72			
寄与度(※):30%	進捗度		120%				
評価指標(1)	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	〇〇〇…	令和4年度に把握された令和3年度の実績値について記載してください。				
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等	〇〇〇…					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性	〇〇〇…					
	外部要因等特記事項	—					
	代替指標による評価又は定性的評価との比較分析	〇〇〇…	代替指標や定性的評価による評価と、実際に把握された数値目標の進捗状況とが乖離する場合、その要因について比較分析を行ってください。				

注1) 各項目は別紙1の作成要領に準じて記載してください。

※「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」の活用について

代替指標による評価及び定性的評価は、認定計画書に記載した評価指標等に係る実績値が把握可能となるまでの間、各年度の評価において、総合特区の取組に係る進捗状況を把握するために、暫定的な評価として実施するものです。

総合特区の成果は、認定計画書に記載した評価指標等に基づき評価されるべきであることから、各年度の当該実績値が把握された時点で、報告していただくものです。

なお、上記報告により、評価・調査検討会が、代替指標による評価又は定性的評価に基づき行った各年度の評価に対して修正を行うことは適時性の観点からありませんが、代替指標による評価又は定性的評価に基づき行った各年度の評価結果と、後年度に把握された実績値の進捗状況とが著しく乖離する場合には、当該年度の目標設定の考え方の評価に反映するとともに、評価手法の見直しを求める場合があります。